

そんな!!

私が**認知症**!!

認知症や急病など…

この先のことで**不安**がある方に、  
見逃せない**方法**があります!



司法書士とともに

**成年後見**

を考える

**りーかまるさぽーと  
にゅーす**

legal support news



私たちに  
お任せ  
ください!

任せて安心  
段階別サポート!

vol.1



任せて安心、段階別サポート！  
マンガでワカル支援例

# 「補助」

Vol.1



「軽い認知症」の方の心配は

## 「法定後見制度」の軽いサポートである「補助」を利用すれば、安心です。

「補助」とは、法定後見制度の一種で、ご本人の判断能力が不十分な場合に、親族などが申立て、家庭裁判所が支援者を選ぶ制度です。  
初期の認知症であれば「補助」が受けられ、お一人では判断が不安な行為などを支援します。



### 「法定後見制度」の種類

かかりつけ医等による診断書を目安とし、本人の判断能力によって3つに分けられます。

<p><b>判断能力が不十分な方</b></p> <p>補助</p> <p>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。</p>	<p><b>判断能力が著しく不十分な方</b></p> <p>保佐</p> <p>支援を受けなければ、契約の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。</p>	<p><b>ほとんど判断できない方</b></p> <p>後見</p> <p>支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。</p>
--	--	---

Point!

**補助(保佐・後見)を受ける流れ**  
まず「補助を受けたい」というご本人の同意が必要です。それから家庭裁判所に申立てを行います。家庭裁判所に申立てができるのは、配偶者や4親等以内の親族。ご本人でも可能です。一定の条件を満たす場合、市町村長が申し立てることもできます。

- 1 申立ての準備**

まずはリーガルサポートにご相談ください。裁判書類作成の専門家である司法書士を紹介し、お手伝いします。
- 2 家庭裁判所へ申立て**

家庭裁判所に必要書類(申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など)を提出。申立てには別途費用が必要となります。
- 3 家庭裁判所が審判**

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、補助・保佐・後見などの支援内容を決定し、支援者を選びます。
- 4 支援開始**

家庭裁判所が審判した内容に基づき支援スタート。家庭裁判所は支援者を監督し続けます。

**Q** 誰が補助人になるの?  
**A** 補助開始の申立書には、申立人が推薦する候補者を記入できます。親族でも親族以外の人でも候補者として申請できますが、家庭裁判所ではその候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、推薦する人が選任されない場合もあります。その場合は、候補者以外の専門職(司法書士や弁護士等)が補助人に選任されることもあります。なお、補助人の選任に関する判断については、不服の申立てはできません。

**Q** 「補助」を利用すると、どんなメリットがあるの?  
**A** 不本意な契約をしてしまった場合なども、同意権を与えられた補助人に取り消してもらうことが可能です。何かを契約する際も、補助人に相談できると考えれば安心でしょう。



**Q** 「補助」を利用すると、生活はどう変わるの?  
**A** 申立時に本人が選択した特定の行為を支援するので、日々の生活ではほとんど変わりません。通帳や預金証書の管理を任せるとしても本人が選択することができます。

**Q** 補助人への報酬はどれくらいかかる?  
**A** 家庭裁判所が補助人の執務内容を精査したうえで判断します。基本的には、事務負担量や管理財産額等に依りての報酬が必要です。

詳しくはリーガルサポートまで! 裏面をCHECK



# リーガルサポートにお任せください

## 「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守るよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。  
司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

### 成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



### 任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで「専門職後見人」を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの  
**終活安心**  
サポート

まだまだ元気な時のサポート

見守り  
契約

認知症などが進んだ時のための備え

任意後見  
契約

身体がしんどくなってきた時のサポート

財産管理等  
委任契約

亡くなった後の備え

死後事務  
委任契約

リーガル  
サポート  
の電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

**無料**の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

**毎週木曜**

〈祝日は除く〉

13:00~16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. **06-4790-5643**  
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

**毎週火曜**

〈祝日は除く〉

13:30~16:30

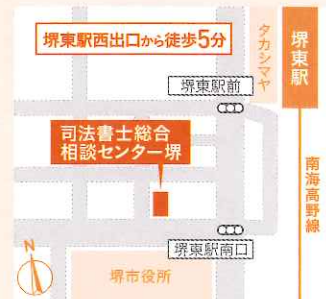
〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**

平日10:00~16:00に  
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6  
Tel. 06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)  
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)